

新明和工業株式会社 定 款

(制 定) 昭和24年11月5日

(改 正) 昭和27年5月30日、昭和29年5月29日、昭和30年5月28日、昭和30年11月29日、昭和35年5月28日、昭和35年11月29日、昭和37年2月20日、昭和37年5月29日、昭和37年11月30日、昭和38年5月30日、昭和40年11月27日、昭和44年5月30日、昭和48年5月25日、昭和49年11月25日、昭和54年6月23日、昭和56年6月20日、昭和57年6月19日、平成3年6月26日、平成4年6月25日、平成6年6月23日、平成7年6月23日、平成10年6月23日、平成13年10月1日、平成14年6月25日、平成15年6月24日、平成16年6月23日、平成17年6月23日、平成18年6月23日、平成19年6月27日、平成20年6月26日、平成21年6月25日、平成24年6月26日、平成27年6月25日、平成29年4月27日、平成29年7月1日、2022年6月24日、2023年3月2日、2025年6月24日

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、新明和工業株式会社と称する。英文では ShinMaywa Industries, Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 航空機、飛行艇ならびにそれらの関連機械器具装置の製造、販売および修理
- (2) 特装自動車、特殊自動車ならびにその他輸送車両の製造、販売および修理
- (3) 林業機械、農業機械ならびに土木建設機械の製造、販売および修理
- (4) 自動車および中古自動車の販売、リースおよびレンタル
- (5) 電気機械器具、産業機械器具、自動機械器具、建設機械器具、理美容機械器具ならびにその他鉄工およびアルミ製品の製造、販売、据付、リース、レンタルおよび修理
- (6) 食品機械装置、化学機械装置、繊維機械装置、環境保全機械装置、立体駐車設備ならびにそれらの関連機械器具装置の製造、販売、据付、リース、レンタルおよび修理
- (7) 医療機械器具の製造、販売および修理
- (8) 産業廃棄物処理業、一般廃棄物処理業および水質浄化処理業ならびにそれらに関するコンサルティングおよび設備の賃貸
- (9) 建設工事の請負、設計および監理
- (10) 宅地建物取引業
- (11) 電子計算機ならびにソフトウェアの設計開発、プログラム作成、販売、賃貸、保守および運営管理
- (12) 一般労働者派遣事業、特定労働者派遣事業および職業紹介事業
- (13) 前各号に付帯関連する事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を宝塚市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第10条 当社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求（以下、「買増請求」という。）することができる。ただし、当社が売り渡すべき数の自己株式を有しないときはこの限りでない。

- 2 買増請求をすることができる時期および請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会から委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会から委任を受けた取締役が定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、8名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会の決議により、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は当会社を代表し、その業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長および取締役社長各1名を選定することができる。

(取締役会の招集および招集通知)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集する。
- 3 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 4 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が議長となる。

- 2 取締役会長に欠員または事故があるときは取締役社長が、取締役社長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会の議長となる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当会社は、法令の定めに従い、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任限定契約)

第29条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第32条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当金)

第34条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）をする。

(中間配当金)

第35条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第36条 期末配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満 5 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

2 未払いの期末配当金および中間配当金には、利息を付さない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 101 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の本定款第 37 条の定めるところによる。

(以 上)